分科会・委員会の審査概要

予算決算委員会から議案の審査を分担した各分科会と部門別に行われた各委員会の審査の概要は以下のとおりです。

総務

●救急車の病院収容時間について

医師会や救命救急センター、受け入れ病院と連携を図り、さらなる時間短縮に努めてもらいたい。

●自治会などの補助金申請のオンライン化について

来年度から開始される補助金申請のオンライン化にあたっては、自治会などに対し、事前に十分な説明を行うとともに、きめ細やかなサポートを求めたい。

教育市民

●いじめ問題について

学校現場の教職員に対し、現場でのいじめを絶対に見逃さないという意識を持ってもらうとともに、適正に対処できなければ、いじめ問題の和解などに市民の税金が使われるという認識を徹底させ、いじめ問題の根絶に向け鋭意取り組んでもらいたい。

●消費者センターの取り組みについて

若者向けにSNSを活用した消費生活相談を導入するなど、幅広い層に対応した相談体制の構築を求めたい。また、専門的研修の実施により相談員のさらなるスキルアップを図ってもらいたい。

厚生

●新型コロナウイルスワクチン接種について

接種を希望する受験生への優先予約枠の確保などに配慮してもらいたい。

●家庭におけるコロナ感染時の支援について

コロナ感染により一時保護が必要な子どもが増加した場合に対応できるよう、関係部署が連携し、受け入れ施設や定員数の確保を求めたい。また、保護者などが感染した際の支援メニューの内容について、わかりやすく周知・案内するなど、保護者などの不安解消に向け取り組んでもらいたい。

環境水道

●全国都市緑化フェアについて

コロナ禍における開催には困難を伴うと思うが、本市を世界にアピールする絶好の機会と捉え、フェアの成功に向け着実に準備を進めてもらいたい。

●ごみ分別アプリについて

利便性やペーパーレス化の観点から、地域の集会の場や公共施設の窓口での周知・勧奨を行い、さらなる普及啓発に努めてもらいたい。

経済

●飲食店等感染防止対策の推進について

県の認証制度への移行に伴い、市の認証済店舗においても新たに申請手続きが必要となることから、県と連携し、市の認証済事業者の負担軽減に向けた取り組みを求めたい。

●UIJターンによる人材確保支援について

本市への就業及び移住促進に向け、制度の充実や丁寧な相談支援に努めるとともに、移住希望者のうち農業に関心のある若者については関連部署と連携し、農業後継者の育成につながるような取り組みを求めたい。

都市整備

●バリアフリーマスタープランの策定について

策定過程において、実際に車いすでの移動を体験するなど、障がいのある方などの目線に立った取り組みを求めたい。

●道路などの除草業務について

SNSを活用した除草箇所の情報集約や除草ロボットなどのAIを導入するなど、より効率的かつ先進的な手法を研究してもらいたい。

可決された意見書

市議会では、国会または関係行政庁に意見書を提出することで、議会としての意思を表明します。第3回定例会では、2件の意見書が可決（内1件が全会一致）されました。

発議第14号	選択的夫婦別姓制度について積極的な議論を求める意見書について
発議第15号	コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書について

※発議第14号は、全会一致で可決されました。

[発議第14号 選択的夫婦別姓制度について積極的な議論を求める意見書について]

平成30年2月に内閣府が公表した世論調査において、夫婦同姓も夫婦別姓も選べる選択的夫婦別姓制度の導入に賛成又は容認すると答えた国民は66.9%であり、反対の29.3%を大きく上回ったことが明らかになりました。しかし、現行の民法では、婚姻時に夫婦のいずれか一方が姓を改めることと規定しています。このため、社会的な信用と実績を　築いた人が望まない改姓をすることで、自己同一性を喪失し苦痛を伴う、一部の資格証では旧姓の使用が認められない、姓を維持するために法的な保障の少ない事実婚を選択せざるを得ないなどの問題が生じています。政府は旧姓の通称使用の拡大の取組を進めていますが、ダブルネームを使い分ける負担の増加、社会的なダブルネーム管理コスト、個人識別の誤りのリスクやコストを増大させる等の問題も指摘されています。

また、少子高齢化による一人っ子同士の結婚や子連れ再婚、高　齢での結婚が増え、改姓を望まないと考える人や、現行の民法で は改姓をしなければならないことから結婚を諦めてしまう人がいるため、一層、非婚や少子化につながる要因にもなっています。このような状況から、国連の女子差別撤廃委員会は、日本政府に対し、女性が婚姻前の姓を保持する選択を可能にするよう再三にわたり民法の改正を勧告しています。

さらに、平成27年12月の最高裁判決に引き続き、令和3年6月の最高裁決定においても、夫婦同姓規定が合憲とされる一方、夫婦の氏に関する制度の在り方については、国会で論ぜられ、判断されるべきであるとされたところですが、依然として国会での議論は進んでいない状況です。よって、国及び政府におかれては、選択的夫婦別姓制度について積極的な議論を行われるよう強く要望いたします。